

平成24年度第4回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成24年 7月24日（火） 午前10時
場 所 教育委員会 第一会議室

< 議 事 >

議題12号 平成25年度使用小中学校教科用図書の採択について

<可決する>

審議経過

委 員：教科書の採択について、毎年行うのでしょうか。

4年間使うのであれば、毎年採択する必要がないと思うのですが。

事務局：義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、使用する前年度の8月31日までに教科書を採択しなければならないということになっているので、毎年行うものです。

議題第13号 天童市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

<可決する>

審議経過

委 員：図書館の整理の日数が、10日から6日に少なくなったのですが、半分くらいで対応できるのでしょうか。

事務局：図書の整理業務につきましては、日々雇用職員を2人増員し、開館中に整理を行います。また、蔵書点検については、業者に一部を委託して対応します。

委 員：これまで、図書館の整理日数が10日間、特別整理日が10日間の計20日間のところ6日間と14日間の減少になるようですが、先ほど委員からもありましたが、大丈夫でしょうか。専門業者がいるのでしょうか。

事務局：図書の整理業務を行う専門業者がおりまして、蔵書点検につきましては、20万冊を1日で行うことができるということです。

委 員：14日間減少しても担保できるのであれば、利用者にとっていいことだと思います。

事務局：当初は、司書の資格を持った方を設置したいと考えていたのですが、指定管理審査会において、費用対効果の面で日々雇用職員になり、全体経費として920万円増額になりました。

委 員：市民サービスを向上させるには、費用がかかるものです。このための予算措置をしなければならないと思います。

事務局：このたび、全体経費として、920万円の増額を行い提案したところです。

今年度、公的施設の開館の拡大に取り組んでおり、図書館の開館につきまして、8月の募集前に決める必要があり改正するものです。目的は、市民サービスの向上ですので、予算をかけても開館時間を増やすことは、行財政改革の趣旨にのっとっているということで提案を行うものです。

委 員：図書館の最大のサービスは、蔵書の拡大ではないかと思います。

920万円を蔵書の拡大に使えば、かなりの蔵書数の増加になるの

ではないかと思います。また、日数だけではなく、開館時間についても拡大しなければならないのではないかと思います。

事務局：図書館の開館時間については、指定管理制度の導入時に従来の直営の時より長くなっています。

蔵書については、現在20万冊の蔵書があります。毎年、約6,000冊購入しており、同数を入れ替えして廃棄しなければなりません。スペースの関係から、さらに増やすことは不可能でありますので、予算を見計らいながら、蔵書管理に努めていきたいと思います。

委員：利用者にとって、毎週火曜日休みが、毎月第3火曜日に休館になることはいいことですが、毎月第3火曜日が休館になったのはどうしてですか。

事務局：月1回の施設の点検日は必要です。また、他の施設が月曜日の休館が多いため、利用者が利用しやすい火曜日を休館日としたものです。

議第14号 天童市市民文化会館の設置及び管理に関する条例及び天童市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第15号 天童市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

委員：中央公民館を文化会館と統合することは、中央公民館としての役割を果たしていなくなったということでしょうか。

事務局：現在の中央公民館は、指定管理者に管理を委託し、文化会館と同じ業者が貸館事業を行っています。中央公民館としての社会教育事業等を実施していない状態であり、各市立公民館がそれぞれ社会教育事業等を行ってきております。

また、各市立公民館の指導的役割は生涯学習課に移っています。

委員：指定管理者制度になる前に中央公民館の果たしていた役割はどんなものであったのでしょうか。

事務局：各市立公民館の指導的役割を担うとともに、公民館大会や社会教育事業を行っていました。現在は生涯学習課がその役割を担っております。

社会教育施設の財産処分において、これまで、目的外使用については、補助金の返還が必要でありましたが、平成20年7月の国の通知により、財産処分の取扱いが変わり、用途変更する場合は、補助金の返還をする必要がなくなりました。

中央公民館を文化会館と統合することは、これまでの懸案事項であり、来年度の指定管理者の募集に向けて、今回条例を整理するものです。

議第16号 天童市青少年健全育成功労顕彰基金の設置、管理及び処分に関する条例の施行に関する規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

委員：名称が功労顕彰基金となっているが、現金はあるのでしょうか。

事務局：青少年健全育成功労表彰の費用について、基金から一般会計に繰り入れをして運用しております。

委員：規則の中に、持ち回り審査規程を入れておかなければならない理由はどこにあるのですか。

事務局：審査会については、近年開催したことがない状況であります。
持ち回りについての規定を整備し、持ち回り審査ができる要件を明確にするものです。